

1 監査の対象

- (1) 財政部
- (2) 消防本部

2 監査実施期間 平成 27 年 4 月 23 日から平成 27 年 7 月 2 日まで

3 監査の範囲

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日までに執行された財務に関する事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の方法

(1) 部長及び消防長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

(2) 各税務事務所及び消防署等については、現地に赴き、各税務事務所長及び各署長等から事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

財 政 部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、証明書交付時に申請者から手数料を徴収せずに、納入通知書を発行し納付させていた。

（管財課）

※ 土地境界に関する調査証明手数料については、いわき市手数料条例第3条の規定により、証明書の交付を受ける際納付するものとされていることから、申請者に証明書を交付する際に手数料を徴収し、市財務規則第49条の2の規定により領収証書（第17号様式）を交付しなければならないにもかかわらず、証明書交付日（調定日）から14日以内の日を納期限とする納入通知書兼領収証書（第15号様式）を発行し、別途納付させていた。

いわき市手数料条例

（手数料の額等）

第2条 手数料の種類及び額は、別表のとおりとする。

（手数料の納付）

第3条 手数料は、申請の際納付しなければならない。ただし、証明書、謄本、抄本及び写しについては、交付を受ける際納付するものとする。

2 既に納付した手数料は、還付しない。

別表（第2条関係）

種類	手数料の額 (1件につき)	件数区分
公租に関する証明	円 250	1年度、1税目に関する事項を1件とする。
土地、家屋、償却資産に関する証明	250	土地については、3筆までを1件とし、家屋については、家屋番号1号（未表示家屋については1棟）を1件とし、償却資産については、1物件を1件とし、1筆、1号、1物件を増すごとに50円を加えた額とする。
土地境界に関する調査証明	250	1境界を1件とする。

消防に関する証明	250	1通を1件とする。
その他の証明	250	1通を1件とする。
固定資産課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳又は地籍図の閲覧	250	1枚を1件とする。ただし、地籍図については、1字を1件とする。
その他の公簿、公文書又は図面の閲覧	250	1種類1回を1件とする。

いわき市財務規則

(納入の通知)

第45条 収入決定権者は、歳入の調定をしたときは、施行令第154条第2項の規定により納入の通知を必要としないものを除き、速やかに納入義務者に対し、納入通知書により納入の通知をしなければならない。

2 収入決定権者は、第49条第1項の規定により出納機関が直ちに現金で収納することができる収入金については、納入通知書に代えて口頭で納入の通知をすることができる。

3 収入決定権者は、納入義務者の住所又は居所が不明の場合においては、納入通知書の送付に代えて公告をもつて納入の通知をすることができる。この場合において、公告は、いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとし、公告すべき事項は、納入通知書に記載すべき事項とする。

(出納機関の直接収納)

第49条 出納機関は、出張して収納するとき、納入者が現金若しくは施行令第156条第1項に規定する証券を持参したとき、又は納入者から現金若しくは当該証券の送付があつたときは、直接これを収納することができる。

(領収証書の発行)

第49条の2 出納機関は、前条の規定により現金又は証券を受領したときは、領収証書（第17号様式）を当該納入者に交付しなければならない。この場合において、証券によるものであるときは、当該領収書の表面の余白に「証券」と記載しなければならない。

2 前項に規定する領収証書は、窓口において金銭登録機に登録して収納する収入又は入場料、入園料その他これに類する収入で領収証書を交付し難い収入については、金銭登録機による記録票又は入場券、入園券その他これに類するものをもつてこれに代えることができる。

2 収入事務（その2）

徴収嘱託員が徴収した市税等並びに資産証明手数料及びその他の証明手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込み時期が遅延している例が認められた。

(税務課、四倉税務事務所)

【事例1】 税務課

※ 徴収嘱託員が市税等の徴収金として平成26年4月22日（火）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月23日（水）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月24日（木）に払い込まれていた。【類例16件あり】

【事例2】 四倉税務事務所

※ 資産証明手数料及びその他の証明手数料として平成26年4月8日（火）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌

営業日である同月9日（水）までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月10日（木）に払い込まれていた。

いわき市財務規則

（収納金の払込み）

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書（第16号様式）に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日（指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日）に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

3 支出事務（その1）

いわき市公有財産価額審議会及びいわき市固定資産評価審査委員会の委員報酬に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

（管財課、市民税課）

【事例1】 管財課

※ いわき市公有財産価額審議会の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、所得税法第204条に規定する「報酬」として同法第205条第1項第1号を適用し、復興特別所得税と併せて10.21%の税率で847円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,453円としていた。しかしながら、国税庁の所得税基本通達28-7において、「国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。」とされていることから、当該委員報酬については、同法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて1,230円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,070円とすべきであった。

【事例2】 市民税課

※ いわき市固定資産評価審査委員会の委員に係る報酬について、1人当たり8,300円の支給総額に対し、その5%に相当する415円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,885円としていた。しかしながら、国税庁の所得税基本通達28-7において、「国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。」とされていることから、当該委員報酬については、同法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号ホの規定により、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて1,230円を源泉徴収した上で、差引支給額を7,070円とすべきであった。

所得税基本通達

法第28条《給与所得》関係

(委員手当等)

28-7 国又は地方公共団体の各種委員会（審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。）の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とする。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。（平2直法6-5、直所3-6改正）

所得税法

(給与所得)

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2～4 (略)

(源泉徴収義務)

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 (略)

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、当該申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第194条第1項第6号（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族。以下この章において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ～へ (略)

(2) 前号及び次号に掲げる給与等以外の給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された第195条第1項第3号（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額

ロ 給与等の支給期が毎半月と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額の2分の1に相当する税額

ハ 給与等の支給期が毎旬と定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額の3分の1に相当する税額

ニ 給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合 別表第2の乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第3の乙欄に掲げる税額

へ イからホまでに掲げる場合以外の場合 別表第3の乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

- (3) 労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与等で政令で定めるもの その給与等の金額に応じ、別表第3の丙欄に掲げる税額
- 2 (略)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 (源泉徴収義務等)

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項(同条第11項において準用する場合を含む。)、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第9条の6第4項、第37条の11の4第1項、第41条の9第3項、第41条の12第3項及び第42条第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。

3～7 (略)

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等(次条において「給与等」という。)について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

(1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

(2) 所得税法第189条第1項の規定により計算した所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

2 前条第6項及び第7項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。

3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

給与所得の源泉徴収税額表（平成26年分）

日額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第2）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	175	115	65	10	0	0	0	0	810	0
7,100	7,200	175	120	65	15	0	0	0	0	840	0
7,200	7,300	180	125	70	15	0	0	0	0	860	0
7,300	7,400	185	125	75	20	0	0	0	0	890	0
7,400	7,500	185	130	75	25	0	0	0	0	920	0
7,500	7,600	190	135	80	30	0	0	0	0	960	0
7,600	7,700	195	135	85	30	0	0	0	0	990	0
7,700	7,800	200	140	85	35	0	0	0	0	1,020	0
7,800	7,900	200	150	90	40	0	0	0	0	1,060	0
7,900	8,000	205	150	95	40	0	0	0	0	1,090	0
8,000	8,100	210	155	100	45	0	0	0	0	1,120	0
8,100	8,200	210	160	100	50	0	0	0	0	1,150	0
8,200	8,300	215	165	105	50	0	0	0	0	1,190	0
8,300	8,400	220	165	110	55	5	0	0	0	1,230	0
8,400	8,500	220	170	110	60	5	0	0	0	1,260	0
8,500	8,600	225	175	115	65	10	0	0	0	1,300	0
8,600	8,700	230	175	120	65	15	0	0	0	1,330	0
8,700	8,800	235	180	120	70	15	0	0	0	1,360	0
8,800	8,900	235	185	125	75	20	0	0	0	1,400	0
8,900	9,000	240	185	130	75	25	0	0	0	1,430	0

(以 下 略)

4 支出事務（その2）

日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、雇用保険の加入手続がなされていない例が認められた。

(市民税課)

※ 市県民税賦課業務に従事する日々雇用職員の賃金については、平成27年1月13日から同年2月28日までの47日間を雇用期間として雇用しており、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上継続雇用が見込まれる者に該当していることから、雇用保険法第4条に規定する雇用保険の被保険者と認められ、雇用保険料を「423円」と算出すべきにもかかわらず、同法第7条に基づく雇用保険の加入手続がなされていなかったことから、雇用保険料を「0円」と算定していた。【類例4件あり】

雇用保険法

(定義)

第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。

2～5 (略)

(適用事業)

第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 (略)

(適用除外)

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- (1) 65歳に達した日以後に雇用される者（同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者及びこの法律を適用することとした場合において第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者又は第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
- (2) 一週間の所定労働時間が20時間未満である者（この法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
- (3) 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

(4)～(7) (略)

(被保険者に関する届出)

第7条 事業主（徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第1項又は第2項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第33条第1項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第3項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

5 支出事務（その3）

日々雇用職員に係る賃金の支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。

(資産税課)

※ 所得税法第2条第1項第34号の2に定める控除対象扶養親族は、「扶養親族のうち年齢16歳以上の者」とされていることから、16歳以上の扶養親族を有していない日々雇用職員の賃金に係る所得税等は、給与所得の源泉徴収税額表中の扶養親族等の数は「0人」の欄を適用し、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」の「103,000円以上105,000円未満」に該当する額「830円」と算出すべきにもかかわらず、扶養親族等の数は「1人」の欄を適用し、所得税等の額を「0円」と算出していた。【類例4件あり】

所得税法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(33の2) (略)

(34) 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和22

年法律第164号)第27条第1項第3号(都道府県の採るべき措置)の規定により同法第6条の4第1項(定義)に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号(市町村の採るべき措置)の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの(第57条第1項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう。

(34の2) 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいう。

(34の3)~(48) (略)

2 (略)

(給与所得)

第28条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この条において「給与等」という。)に係る所得をいう。

2~4 (略)

(源泉徴収義務)

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 (略)

(賞与以外の給与等に係る徴収税額)

第185条 次条に規定する賞与以外の給与等について第183条第1項(源泉徴収義務)の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額(ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあつては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額)、当該申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族(2以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第194条第1項第6号(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する控除対象配偶者及び控除対象扶養親族。以下この章において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」という。)の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第2の甲欄に掲げる税額

ロ~へ (略)

(2)~(3) (略)

2 (略)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

(源泉徴収義務等)

第28条 所得税法第4編第1章から第6章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項(同条第11項において準用する場合を含む。)、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第9条の6第4項、第37条の11の4第1項、第41条の9第3項、第41条の12第3項及び第42条第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第2条第8号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に100分の2.1の税率を乗じて計算

した金額とする。

3～7 (略)

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第29条 居住者に対して支払うべき所得税法第183条第1項に規定する給与等（次条において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。

- (1) 所得税法第185条第1項又は第186条第1項の規定による所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法別表第2から別表第4までに定める金額及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額
 - (2) 所得税法第189条第1項の規定により計算した所得税の額及び前条第2項に規定する復興特別所得税の額 同法第189条第1項に規定する財務大臣が定める方法及びこの法律に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額
- 2 前条第6項及び第7項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。
- 3 財務大臣は、第1項第1号の表又は同項第2号の方法を定めたときは、これを告示する。

給与所得の源泉徴収税額表（平成26年分）

月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第1）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700

(以下略)

6 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(管財課、税務課、市民税課)

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる18件のうち、6件の契約において当該措置が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定）
（一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第9条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

消 防 本 部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

消防諸証明手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(平消防署)

※ り災証明書交付手数料として平成27年1月6日(火)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月7日(水)までには払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月8日(木)に払い込まれていた。

同様に、同月26日(月)に受領した防火管理に関する講習課程修了証明手数料についても、同月27日(火)までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月28日(水)に払い込まれていた。

いわき市財務規則

(収納金の払込み)

第49条の3 出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日のうちに現金等払込書(第16号様式)に当該現金又は証券を添付して指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、指定金融機関等の営業時間後又は休日に係るものにあつてはその翌営業日に、出張して収納したもの及び天災等の理由によりその日のうちに払い込むことができないものにあつては帰庁の日又はその理由の終了した日(指定金融機関等の営業時間後又は休日に帰庁し、又はその理由が終了したときはその翌営業日)に直ちにこれを払い込まなければならない。

2 会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。

2 支出事務（その1）

週休日の振替に関連した超過勤務命令及び超過勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。

（小名浜消防署、中央台分遣所、川前分遣所、江名分遣所、三和分遣所）

(1) 週休日の振替に係る超過勤務及び特殊勤務命令簿の記載誤り

【事例1】 中央台分遣所

※ 週休日である土曜日を新たな勤務日とし、翌週の火曜日に週休日の振替を行った。同一週を超えて7時間45分の振替を行っているため、新たな勤務日である土曜日に支給割合を100分の25とする超過勤務手当が支給されているが、対象時間については「7時間45分」となるにもかかわらず「10時間」で記載されていた。

【事例2】 江名分遣所

※ 週休日である土曜日を新たな勤務日とし、翌週の月曜日に週休日の振替を行った。同一週を超えて7時間45分の振替を行っているため、新たな勤務日である土曜日に支給割合を100分の25とする超過勤務手当が支給されているが、対象時間については「7時間45分」となるにもかかわらず「11時間」で記載されていた。

(2) 週休日の振替に係る超過勤務及び特殊勤務命令簿の記載漏れ

【事例3】 小名浜消防署

※ 週休日である土曜日を新たな勤務日とし、同一週を超えた月曜日を新たな週休日として振替を行った。同一週を超えて7時間45分の振替を行っていたものの、超過勤務及び特殊勤務命令簿には、当該振替に係る記載がなかった。

【事例4】 川前分遣所

※ 金曜日の午後5時15分から翌日土曜日の午前8時30分までを新たな勤務日とし、翌週の火曜日の午前8時30分から午後5時15分までを新たな週休日として振替を行った。同一週を超えて7時間45分の振替を行っていたものの、超過勤務及び特殊勤務命令簿には、当該振替に係る記載がなかった。【類例あり】

【事例5】 三和分遣所

※ 週休日である日曜日を新たな勤務日とし、同一週を超えた水曜日を新たな週休日として振替を行った。同一週を超えて振替を行っていたものの、超過勤務及び特殊勤務命令簿には、当該振替に係る記載がなかった。【類例あり】

いわき市職員の給与に関する条例

（超過勤務手当）

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 (略)
- 3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定によりあらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市長が規則で定める時間を除く。）に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4～6 (略)

いわき市職員の給与の支給に関する規則

(超過勤務手当の支給割合)

第17条 条例第14条第1項の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1)～(2) (略)

- 2 条例第14条第3項の市長が規則で定める割合は、100分の25とする。

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市長が規則で定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市長が規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 (略)

いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(週休日の振替等)

第3条 条例第5条の市長が規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

- 2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき

勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日等の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第8条の4に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（週休日及び勤務時間の割振り等の明示）

第5条 任命権者は、条例第3条第1項ただし書の規定に基づき週休日を設け、同条第2項の規定に基づき勤務時間を割り振り、条例第4条の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを含め、条例第6条第1項の規定に基づき休憩時間を置き、又は条例第7条の規定に基づき休憩時間を置いた場合には、適当な方法により、速やかに、その内容を明示するものとする。

- 2 任命権者は、条例第5条の規定に基づき週休日の振替等を行った場合には、職員に対して、速やかに、その内容を通知するものとする。

3 支出事務（その2）

超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給に係る事務において、適切な処理がなされていない例が認められた。

（平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、四倉分署、中央台分遣所、川前分遣所、田人分遣所、遠野分遣所）

- (1) 超過勤務命令及び超過勤務実績の記載誤り及び記載漏れ

【事例1】 小名浜消防署

※ 平成26年11月4日の救急出動において、5時45分から8時58分までの出動のうち、5時から6時までは睡眠時間に指定されていた。6時から7時までは夜間勤務に指定されており、勤務指定時間中は超過勤務手当の対象とはならないにもかかわらず、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」において、超過勤務命令欄及び救急業務に係る超過勤務実績欄に当該時間を含む従事時間が記載されていた。【類例あり】

【事例2】 勿来消防署

※ 平成26年11月4日の救急出動において、5時47分から7時55分まで出動しているが、そのうち5時から7時までは夜間勤務を指定されており、超過勤務手当の対象とはならないにもかかわらず、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」において、超過勤務命令欄及び救急業務に係る超過勤務実績欄に当該時間を含む従事時間が記載されていた。【類例あり】

【事例3】 四倉分署

※ 平成26年12月5日の救急出動において、19時27分から21時28分まで出動しており、そのうち21時から22時までは睡眠時間に指定されていることから、21時から21時28分までが超過勤務手当の対象となるが、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」において、超過勤務命令欄及び救急業務に係る超過勤務実績欄への記載が漏れていた。

【事例4】 田人分遣所

※ 平成27年2月25日の火災出動において、22時16分から翌1時54分まで出動しているが、

そのうち0時から2時までは夜間勤務を指定されており、超過勤務手当の対象とはならないにもかかわらず、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」において、超過勤務命令欄及び火災出動に係る超過勤務実績欄に当該時間を含む従事時間が記載されていた。

(2) 出勤業務に係る特殊勤務実績の記載誤り及び記載漏れ

【事例5】 平消防署（機関員手当漏れ）

※ 平成26年12月2日の救急出動において、機関員の業務に従事したにもかかわらず、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」の特殊勤務実績（機関員）欄への記載が漏れていた。

【類例あり】 勿来消防署、中央台分遣所、川前分遣所、遠野分遣所

【事例6】 小名浜消防署（特勤分超過勤務実績の記載漏れ）

※ 平成26年11月2日の救急出動において、機関員の業務に従事したにもかかわらず、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」の特殊勤務実績（機関員超過勤務実績）欄への記載が漏れていた。【類例あり】 勿来消防署、遠野分遣所

【事例7】 常磐消防署（救急業務に係る実績回数の記載誤り）

※ 平成26年12月1日に、2回の救急出動があったにもかかわらず、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」の救急業務実績回数欄には「1回」と記載されていた。

【事例8】 田人分遣所（火災出動手当及び機関員手当漏れ）

※ 平成26年8月4日の火災出動において、火災出動したにもかかわらず、「超過勤務及び特殊勤務命令簿」の特殊勤務実績（火災出動）欄への記載が漏れていた。また、機関員の業務に従事した職員については、特殊勤務実績（機関員）欄への記載も漏れていた。

(3) 諸手当実績報告書の記載誤り及び記載漏れ

【事例9】 平消防署（救急業務に係る総実績時間及び回数の記載誤り）

※ 平成26年12月分の「超過勤務及び特殊勤務命令簿」において、救急業務に係る総実績時間数は61時間、総実績回数は50回であったが、同月分の「諸手当実績報告書」等には、当該時間数が59時間、当該回数が49回と記載されていた。【類例あり】

【事例10】 小名浜消防署（休日給等の記載漏れ）

※ 平成26年11月分の「超過勤務及び特殊勤務命令簿」において、週休日等（135/100）の合計時間数は16時間であったが、同月分の「諸手当実績報告書」には、当該時間数が漏れていた。【類例あり】

いわき市職員の給与に関する条例

（超過勤務手当）

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1)～(2) (略)

2～6 (略)

（休日給）

第15条 職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額

を休日給として支給する。

3 前2項の休日等とは、祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎土曜日及び毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、市長が定める日）及び年末年始の休日等をいう。

（夜勤手当）

第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（超過勤務手当等の額の特例）

第17条の2 職員が第25条の規定による特殊勤務手当（市長が規則で定めるものを除く。）の支給を受ける勤務をした場合において、その勤務が第14条、第15条第2項及び第16条に規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に市長が規則で定める額を加えた額をそれぞれ超過勤務手当、休日給又は夜勤手当として支給する。

（特殊勤務手当）

第25条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

いわき市職員の給与の支給に関する規則

（超過勤務手当の支給割合）

第17条 条例第14条第1項の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125（略）

(2)（略）

2（略）

（休日給の支給割合）

第17条の2 条例第15条第2項の市長が規則で定める割合は、100分の135とする。

（休日給の支給される日）

第17条の3 条例第15条第3項の市長が定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第10条第1項に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。）（当該勤務日等が条例第13条第1項に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日（以下この条及び第21条において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割り振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて市長の承認を得たときは、その日とする。

（超過勤務手当等の額の特例）

第17条の5 条例第17条の2の規定により、特殊勤務手当の支給を受ける職員が超過勤務手当、休日給又は夜勤手当（以下「超過勤務手当等」という。）の支給を受ける勤務をした場合において、これらの給与の額に加算されることとなる額は、次の各号に掲げる額に相当する額とする。

(1) 月額又は日額で定める特殊勤務手当については、次に掲げる額に、超過勤務手当の支給を受ける勤務をした場合においては当該超過勤務手当に対応する条例第14条第1項、第2項、第4項及び第6項の勤務に対して勤務1時間当たりそれぞれ乗ずることとされる割合又は同条第3項の勤務に対して勤務1時間当たりの給与額に乗ずることとされる割合を、休日給を受ける勤務をした場合においては100分の135を、夜勤手当を受ける勤務をした場合においては100分の25を乗じ、その額に当該超過勤務手当等の支給対象となる勤務の時間数を乗じて得た額

ア（略）

イ 日額で定める特殊勤務手当については、その額を1日の正規の勤務時間数（日によって正規の勤務時間数が異なる場合には、1週間当たりにおける1日の平均の正規の勤務時間数）で除して得た額（再任用短時間勤務職員にあつては、日額で定める特殊勤務手当の額を7.75で除して得た額）

(2) 1時間当たりの額又は1件若しくは1回当たりの額で定める特殊勤務手当については、次に掲げる額に、超過勤務手当の支給を受ける勤務をした場合においては当該超過勤務手当に対応する条例第14条第1項、第2項、第4項及び第6項の勤務に対して勤務1時間当たりそれぞれ乗ずることとされる割合から100分の100を控除した割合又は同条第3項の勤務に対して勤務1時間当たりの給与額に乗ずることとされる割合を、休日給を受ける勤務をした場合においては100分の35を、夜勤手当を受ける勤務をした場合においては100分の25を乗じ、その額に当該超過勤務手当等の支給対象となる勤務の時間数を乗じて得た額

ア 1時間当たりの額で定める特殊勤務手当については、その額

イ 1件当たり又は1回当たりの額で定める特殊勤務手当については、給与期間における特殊勤務手当の総額を、当該特殊勤務手当の支給を受ける作業に従事した時間数（交替制夜間勤務職員の特殊勤務手当にあつては、深夜に従事した時間数）で除して得た額

2～3 （略）

いわき市職員の特殊勤務手当に関する条例

（消防職員の特殊勤務手当）

第12条 消防職員の特殊勤務手当は、次のとおり区分する。

- (1) 火災出動手当
- (2) 救急業務手当
- (3)～(6) （略）
- (7) 機関員手当
- (8) 潜水作業手当

2 火災出動手当は、消防職員が火災のため出動し、消火の作業に従事したときに支給する。

3 救急業務手当は、消防職員が消防法（昭和23年法律第186号。以下この条において「法」という。）第2条第9項に規定する業務に従事したときに支給する。

4～7 （略）

8 機関員手当は、機関員が消防自動車等を緊急用務のために運転する業務に従事したときに支給する。

9 （略）

10 第1項に規定する特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で市長が規則で定める額とする。

- (1) 火災出動手当 当該作業に従事した1回について300円
- (2) 救急業務手当 当該業務に従事した1回について510円
- (3)～(6) （略）
- (7) 機関員手当 当該業務に従事した1勤務について200円
- (8) 潜水作業手当 当該作業に従事した1回について310円

いわき市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

（消防職員の手当の額）

第10条 条例第12条第10項の市長が規則で定める額は、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 火災出動手当 従事した1回について300円
- (2) 救急業務手当 従事した1回について救急救命士にあつては400円（救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条に規定する救急救命処置のいずれかを行った救急救命士については、従事した1回について510円）、その他の職員にあつては250円

- (3)～(6) (略)
- (7) 機関員手当 従事した1勤務について大型緊急車両にあつては200円、普通緊急車両にあつては100円
- (8) 潜水作業手当 従事した1回について310円

いわき市消防職員服務規程

(睡眠時間)

第8条 前条第2項に定めるもののほか、隔日勤務の職員に6時間の睡眠時間を与える。

- 2 所属長は、前項の睡眠時間を午後9時から翌日の午前7時までの間に指定しなければならない。

4 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(総務課)

※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる48件のうち、1件の契約において当該措置が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。
 - ア 建設工事又は製造の請負に係る契約
 - イ 測量又は設計に係る委託契約
 - ウ 工事用原材料の購入に係る契約
 - エ 役務の提供に係る委託契約
 - オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約
 - カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約
 - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

- 第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。
- 2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。
- 3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。
- (1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。
- (2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

○ 契約等からの暴力団等の排除について（概要資料）（財政部契約課策定）
（一部抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

○ いわき市暴力団排除条例（平成24年7月5日いわき市条例第41号）抜粋

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関し施策の基本となる事項及び暴力団の排除のために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、県、関係市町村及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にの

ったり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、県、関係市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

(公共工事等における措置)

第9条 市は、公共工事、給付金(補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。)の交付その他の市の事務又は事業の実施において、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員又は社会的非難関係者の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

<意見又は要望とする事項>

自主防災組織における育成・機能強化の推進について

大規模な災害が発生したとき、住民の被害を最小限に食い止め、その命や財産を守るためには、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが必要不可欠である。また、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）も重要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより、住民の被害の最小化が可能となる。

本市においては、共助の役割を担う自主防災組織について、これまで地域防災計画においてすべての行政区に整備することを目標に掲げて、平成27年4月1日現在、424組織（結成率84.7%）が設立されており、本年度からは各自主防災組織の構成員等の中から「防災士(注)」の資格取得者を養成しながら、地域における防災訓練の実施など自主的な活動を促進し、消防団、企業等との連携を深めるなど、さらなる地域の防災力の向上に取り組んでいる。

しかし、その自主防災組織が未だ結成されていない行政区もあり、引き続きその結成促進を図ること、また結成された自主防災組織においても、多数の住民参加の下で、自発的で、より実践的な防災訓練が効果的に実施されることが求められる状況にある。

もとより自主防災組織は、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、平常時には地域内の安全点検や住民への防災意識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行うとともに、実際に災害が発生した際には、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火活動、被災者の救出・救助、避難誘導、避難所の運営といった活動を行うなど、たいへんに重要な役割を担っていることから、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地域住民の自主防災組織への期待はますます大きくなっている。

こうしたことから、消防本部においては、これまでも自主防災組織に対し、初期消火訓練をはじめ、救出・救護、応急救護など実地訓練における技術指導等を行うとともに、防災講話等を実施するなど、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援してきたところであるが、「共助」の重要性に鑑み、自主防災組織が市内全地区に結成され、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が可能となるよう、今後とも防災担当部局と緊密に連携を図りながら、自主防災組織の育成・機能強化をさらに推進されることを望むものである。

注 防災士： 減災と防災力向上のための十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した者。